

【別表第1】(第27条(休暇)関係)

	名称	休暇日
1	年末年始の休暇	毎年12月30日から翌年の1月3日まで
2	夏季の休暇	毎年8月13日から同月15日まで
3	その他の休暇	祝日及び会社が休暇と認める日

【別表第2】(第28, 29条(特別休暇)関係)

- 1 従業員本人が結婚する場合 5日間(ただし、付与する時季は、入籍後2か月以内に限る)
- 2 子が結婚する場合 2日間
- 3 実兄弟姉妹が結婚する場合 1日
- 4 配偶者が出産する場合 1日
- 5 次に掲げる親族が死亡した場合
  - (1) 父母、配偶者又は子 3日間(ただし、喪主となるときは5日間)
  - (2) 実祖父母又は実兄弟姉妹 2日間(ただし、喪主となるときは5日間)
  - (3) 配偶者の父母又は兄弟姉妹 1日(ただし、喪主となるときは5日間)
- 6 前項の親族の葬祭のために遠隔の地に赴く必要がある場合 往復するのに要する日数
- 7 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 会社が必要と認めた日数
- 8 証人、参考人等として官公庁より公用出頭を命ぜられた場合 会社が必要と認めた日数
- 9 天災その他の災害にあった場合 会社が必要と認めた日数
- 10 交通機関の事故等、会社が欠勤することにつきやむを得ない事情によるものと認める場合  
会社が必要と認めた日数
- 11 その他、会社が特に休暇を与える必要があると認めた場合 会社が必要と認めた日数

【別表第3】（第39条（再雇用基準の適用可能年齢）関係）

対 象 者	再雇用基準の適用可能年齢
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	61歳から65歳到達まで
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれ	62歳から65歳到達まで
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれ	63歳から65歳到達まで
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれ	64歳から65歳到達まで

【別表第4】(第42条(普通解雇)関係)

- (1) 勤務意欲が低く又は勤務成績、勤務態度若しくは業務能率等が不良で労務の提供が不完全であると認められるとき
- (2) 正当な理由がなく遅刻、早退、欠勤又は直前になってからの休暇要望等が比較的多く、労務の提供が不完全であると認められるとき
- (3) 特定の地位若しくは職種又は一定の能力を条件として雇入れられた者が、当該地位若しくは職種への適格性を欠き又は一定の能力を有しないと認められるとき
- (4) 協調性がなく、注意又は指導しても改善の見込みがなく会社の円滑な業務に支障をきたすと認められるとき
- (5) 本人の身体若しくは精神に故障があり又は虚弱、傷病、その他業務に耐えられず労務の提供が不完全であると認められるとき
- (6) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において、傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき
- (7) 事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等により、余剰人員が生じたとき
- (8) 天災事変その他の事由により、事業の継続が不可能となったとき
- (9) 懲戒解雇事由又は懲戒解雇事由に相当する事由があるとき
- (10) その他前各号に準ずる事情が生じ従業員として就業させることが不相当と認められるとき

【別表第5】(第59条(けん責事由)関係)

- (1) 服務規律に関する規程に定める事項に違反したとき
- (2) 無断遅刻、無断早退又は無断欠勤したとき
- (3) 会社が定めた申告又は報告書類を提出しないとき
- (4) 就業時間中に自己の職場を離脱したとき
- (5) 就業時間中に私的な電話又はチャット、電子メールを行ったとき
- (6) 会社のパソコン又は携帯電話を私的に使用したとき
- (7) 職場にふさわしくない服装、化粧又は髪型をして出勤したとき
- (8) 上司に対して敬語を使わないとき
- (9) 上司の指示に誠実に従わないとき
- (10) 勤務態度が不良なとき
- (11) 職務に対する熱意や誠意が感じられず業務に支障をきたすとき
- (12) 会社の内外を問わず、会社や他の従業員を誹謗中傷したとき
- (13) 職場内での円満な人間関係を築く努力を怠っているとき
- (14) 会社の経営方針に非協力的であったり、不当な異議を唱えたりしたとき
- (15) 業務上ミスを行い今後の改善が求められるとき
- (16) 会社内で暴言に及んだとき
- (17) 前各号に準ずる事由に該当したとき

【別表第6】(第60条(減給等)関係)

- (1) けん責の処分を受けるも改善が見られず又は同一の事由について3か月以内に2回以上けん責処分に該当したとき
- (2) けん責処分に該当する事項が反復又は継続しているとき
- (3) 自己又は他の従業員の業務に関して虚偽の報告をし又は隠匿したとき
- (4) 就業時間中に専ら自己を利する目的で業務と無関係な行為に及んだとき
- (5) タイムカードの打刻等始業終業時刻ないし労働時間を記録するための行為を他人に依頼し又は他人からの依頼に応じたとき
- (6) 管理職の許可を得ることなく、時間外労働を行い賃金の支払いを請求したとき
- (7) 会社内外を問わず、金銭問題、異性問題、セクハラ問題、酒気を帯びての軽挙妄動等会社の体面や信用を損なう行為に及んだとき
- (8) 従業員の地位を利用して経済的な利益を受け又は第三者に与える等したとき
- (9) 顧客、取引先、他の従業員その他会社に関わる者に対して、次のいずれかの行為に及んだとき
  - ① 連鎖販売取引など会社の業務に関係のない営利を目的とした行為への勧誘
  - ② 寄付、署名活動、その他業務と関係のない行為の勧誘行為
  - ③ 会社内又は業務中における布教活動又は政治的活動
  - ④ その他業務に関係のない行為又は不作為の強要
- (10) 職務上の指揮命令に従わなかったとき
- (11) 会社の業務命令にもかかわらず就業を拒んだとき
- (12) 会社が命じた配置転換を拒んだとき
- (13) 会社が命じた出張を拒んだとき
- (14) 入社時に提出した誓約書の誓約事項を守らなかったとき
- (15) 会社内で金銭の貸し借りを行ったとき
- (16) 会社の機密事項について、会社内外を問わず他人に漏えいしたとき
- (17) 従業員又は取引先の情報を漏えいしたとき
- (18) 業務に関わる記録、書類、備品等又はそれらの複写物を、秘匿し、社外へ持ち出し又は業務に関係のない者へ開示若しくは貸与を行ったとき
- (19) 業務に関わる事項について、出演、講演又は著作を行ったとき
- (20) 自己に与えられた権限を超えて業務、取引又は契約を行ったとき
- (21) 会社内又は業務中において、暴行ないし脅迫を行い又は感情的な言動で不当に他の者を畏怖させたとき
- (22) 情報機器又はその媒体となるもの(パソコン、カメラ、レコーダー等)を会社内に持ち込み又は会社内から持ち出したとき
- (23) 会社の許可なく社用車を使用したとき
- (24) 会社の備品、商品、機材その他会社の所有ないし占有する財物を滅失又は損壊して報告し

- ないとき又は当該状況を認識しながら会社への報告を怠ったとき
- (25) 会社から与えられた権利を濫用したとき
  - (26) 自己又は第三者の懲戒事由に該当する行為等の事実を報告しなかったとき
  - (27) 職場内で賭博を行い又は飲酒に及んだとき
  - (28) 業務上の重大なミスを行い会社に損害を及ぼしたとき
  - (29) 部下に対する適正な教育又は評価を行わなかったとき
  - (30) 部下の指導又は注意を怠ったとき
  - (31) 部下の功労を自らのものにし又は部下に責任を転嫁したりしたとき
  - (32) 職場において、人を著しく羞恥させ若しくは人に不安を覚えさせるような方法で、他人の身体に直接若しくは衣服の上から触れ又は卑猥な言動、性的な言動に及ぶことによって他人に不快な思いをさせ又は職場の環境を悪くしたとき
  - (33) 職務中の他の従業員の仕事に支障を与える性的事項の開示又は性的行為をしたとき
  - (34) 就業時間の内外を問わず無免許運転、飲酒運転又は酒気帯び運転を行ったとき
  - (35) 本則に定める退職申出期間を満たさずに退職しようとし又は退職したとき
  - (36) 業務の引継ぎを行わず退職しようとし又は退職した場合において円滑な業務の運営に支障をきたしたとき
  - (37) 前各号に準ずる事由に該当したとき

【別表第7】(第61条(懲戒解雇)関係)

- (1) 減給等の事由のいずれかに該当し、指導若しくは懲戒処分を受けるも改善が見られず又は同一の事由に1年以内に2回以上該当したとき
- (2) 減給等の事由のいずれかが反復又は継続し、会社、顧客、取引先又は他の従業員へ与える影響が深刻である等特に重大な問題があるとき
- (3) 業務に支障をきたし、採否の決定にかかわる事項についての経歴を偽り又は事実を報告せずして採用されたとき
- (4) タイムカードの打刻後すぐに業務を行わず若しくは終業後すぐに打刻を行わず又は出勤簿に虚偽の時刻を記載し、故意に賃金の不当な利得を図ったとき
- (5) 無断で14日以上欠勤したとき
- (6) 会社内で暴行、脅迫、傷害又はこれに類する行為を行ったとき
- (7) 刑事事件に関与し刑が確定したとき又は本人の自白その他の証拠から刑罰に該当することが明らかであると認められるとき
- (8) 無免許運転、酒気帯び運転又は飲酒運転を行い、事故をおこしたとき
- (9) 会社内で布教活動又は政治的活動を行い業務に支障をきたしたとき
- (10) 会社内で営業活動を行ったとき
- (11) 他社に勤務し又は自ら事業を営んだとき
- (12) 会社又は他人の物を盗んだとき
- (13) 会社の金品を横領したとき
- (14) 会社、顧客又は他の従業員に対して不当な金品を請求したとき
- (15) 自らの権限を超えた取引を行い会社に損害を与えたとき
- (16) 偽装又は架空の取引を行い、会社に損害を与えたとき
- (17) 会社、従業員、委託事業者若しくは取引先の情報を漏えいして不当な利益を得ようとし又は会社に損害を与えたとき
- (18) 会社、従業員、委託事業者若しくは取引先を誹謗中傷して会社の業務に支障を与え又は損害を与えたとき
- (19) 会社の許可なく会社内又は会社の施設内で集会、放送又は印刷物の貼付若しくは配布を行ったとき
- (20) 会社から与えられた権利を濫用して不当な利益を得又は会社、従業員、取引先若しくは委託事業者に損害を与えたとき
- (21) 良好な人間関係の阻害、業務の円滑な遂行の阻害又は他の従業員のやる気を減退させる言動を行い、注意又は指導を行うも改善がみられないとき
- (22) 故意又は重大な過失により会社に損害を与えたとき
- (23) 情報機器、パソコン、カメラ、レコーダーその他情報機器の媒体となるものを会社内に持ち込み又はこれらのものを会社内から持ち出して会社内の情報を持ち出したとき
- (24) 前号の規定により持ち出した情報若しくは情報機器の媒体となるものを私用に使い又は第



三者へ売却する等して不当な利益を得たとき

- (25) 外国人である従業員が、不法就労であることを隠して入社したとき若しくは入社後に不法就労であることが判明したとき又は不法就労でなく在留期間の更新等が適正にできたことをパスポート、ビザ若しくは外国人登録証明書等の原本により証明できないとき
- (26) 業務上の指示、命令又は社内規程に著しく違反し、指導するも改善がみられないとき
- (27) 会社の信用を損ない、会社に損害を及ぼしたとき又は損害の多寡に関わらず背信的行状があったとき
- (28) 番号法に基づく特定個人情報ファイルを正当な理由なく提供したとき
- (29) 不正な利益を図る目的で番号法に基づく個人番号を提供し又は盗用したとき
- (30) 不正アクセス等により番号法に基づく個人番号を取得したとき
- (31) 偽りその他不正の手段により番号法に基づく通知カード及び個人番号カードを取得したとき
- (32) 前各号に準ずる事由に該当したとき